

【総論】

- CBDCの検討は、以下の双方の観点から行っていくことが必要、というのが国際的な認識。
 - ① 決済の効率化等による便益の向上
 - ② プライバシー保護、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）、サイバーセキュリティ、経済制裁措置の実効性確保等の様々な課題・リスクへの対応

【国際的なスタンダードの整備・普及】

- 課題・リスクに十分に対処できていないC B D Cが国際的なスタンダードになることがないよう、我が国も国際的なスタンダードの整備・普及に貢献することが重要。
- 我が国のCBDCも、G7のCBDC原則や、**IMFのCBDCハンドブック**、その他の**国際的なスタンダードと十分に整合的**な制度設計を行う必要。

【クロスボーダー決済】

- クロスボーダー決済への活用に関する国際的な動きに取り残されることがないよう、**相互運用性の確保**の観点から、**技術面における標準化等を通じた国際連携**が重要。
- **クロスボーダー決済の効率化**については、G7やG20等での国際的な議論を踏まえ、対応を検討する必要。

【AML/CFT】

- **金融活動作業部会（FATF）**で日本が主導している、CBDCの**マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクやその軽減措置等**に関する議論を、国内での制度設計にも反映していく必要。

【外為法】

- 将来的に非居住者との取引でCBDCが使用される場合にも、**経済有事への対応、経済制裁措置の実効性確保等の外為法の法益**を確保できるようにする観点から、制度設計を行う必要。

財務省国際局の所管行政において生じる「課題」について（参考資料）

G7のCBDC原則の概要

G7財務大臣・中央銀行総裁会議（2021年10月13日）において、各国がCBDCの検討を行う上での「原則」に合意。CBDC導入に際しての**幅広い公共政策上の課題**について、中央銀行と財務省が協働し、**G7内外における検討の指針**を示すもの。主な項目は以下のとおり。

- ✓ **通貨・金融システムの安定**：中銀の金融政策や銀行の金融仲介を阻害しない設計
- ✓ **法的・ガバナンスの枠組**：透明性・法の支配・健全な経済ガバナンスに基づく制度設計
- ✓ **データプライバシー**：個人情報保護・利用についての高度な説明責任と透明性の確保
- ✓ **サイバーセキュリティ**：サイバーリスクや不正リスク等に対する強靱性
- ✓ **マネロン・テロ資金対策**：FATF基準の遵守等による不正な金融への利用の防止
- ✓ **他国への波及効果**：他国の通貨主権や金融システム安定への配慮
- ✓ **金融包摂**：金融サービスへのアクセスの改善による格差の是正
- ✓ **国際開発**：CBDCを開発援助に利用する際の動機の透明性確保

CBDC ハンドブック（IMF作成）の概要

- 世界中で検討・取組が急速に進展するCBDCについて、その導入がもたらしうる機会とリスクに途上国が適切に対処できるようにする必要。この観点から、日本が主導し、CBDCの導入を検討する途上国向けに、**IMFが「CBDCハンドブック」**を作成中。
- 同ハンドブックでは、CBDC導入の目的、法的側面やサイバーセキュリティ上の考慮事項、プロジェクトマネジメント、マクロ金融上の影響、といった論点について、関係する国際機関と協力しながら、**各国のベストプラクティスや既存文献の知見を集約**。
- CBDC導入を推奨するものではなく、あくまでも各国の**政策判断の一助**とするもの。
- **2023年11月に、第一弾として5章を公表**。2026年までに全約20章を公表予定。
- IMFによる能力開発の基礎資料として活用し、公表後も**最新の知見を取り込んでアップデート予定**。